

2017年6月6日

## 企業・団体向け健康支援アプリ・WEBサービスの提供開始



～団体保険の新付帯サービス「第一生命Walk&Linkサービス -DL KENPOS-」提供～

第一生命保険株式会社（代表取締役社長：稲垣 精二、以下「当社」）では、これまで企業体保険のご提案や付帯サービスのご提供等を通じ、企業・団体のお取引先における福利厚生制度のサポートをしてきましたが、この度、一部の**団体保険の新たな付帯サービスとして「第一生命 Walk&Link サービス -DL KENPOS-」を提供**します。

本サービスは、当社の一部の団体保険（※1）における付帯サービスとして提供するもので、株式会社イーウェル（代表取締役社長：藤田玲）の提供するWEBサービス「KENPOS」を活用し、「歩数記録」、「体重記録」、「健康日記」、「健康関連情報コンテンツ」等のサービスをご利用いただけます。「歩数記録」はスマホアプリ「KENPOS ウォーキングアプリ」から自動連携することができます。また、運動継続のインセンティブを目的に、月間累計歩数が一定の歩数に達成した場合に、抽選で賞品がもらえる機能も付加しています。さらに、従業員のアプリ利用率や歩数目標達成率を保険契約者（企業・団体）にフィードバックし、企業・団体内での健康増進取組みにお役立ていただけます。本サービスの提供により、**企業・団体の健康増進取組みの推進に寄与したいと考えています。**

当社は、これからもお客さまの「健康でありたい」という気持ちにお応えし、「健康寿命の延伸」・「QOL（※2）の向上」といった社会的要請に対して更なる貢献をしていきます。

### 1. 「第一生命 Walk&Link サービス -DL KENPOS-」の特徴

- 対象の団体保険（※1）の加入者（本人・ご家族）に利用いただけます。
- 歩数・体重（体脂肪率）・健康活動を簡単に記録できます。週間・月間・年間ごとに、わかりやすくグラフ表示もできます。
- 月間累計歩数が当社の定める目標歩数（※3）を達成した場合に、抽選で賞品が受け取れます。
- 日記（SNS）機能は当サービスを利用している企業・団体が共通で利用できます。
- 従業員のアプリ利用率や歩数目標達成率を保険契約者（団体）にフィードバックし、団体内での健康増進取組みにお役立ていただけます。



※画面はイメージです。



※パソコン画面での月間歩数グラフのイメージです。

## 2. サービス導入のメリット

企業・団体にとって	従業員等にとって
<p><b>① 自社・自団体の従業員等の健康増進</b> 歩数・体重（体脂肪率）・健康活動の記録機能や目標歩数を達成した場合に抽選で賞品を提供する「インセンティブ機能」により、従業員等の自律的な健康増進取組みを推進します。</p> <p><b>② 健康リテラシーを高める豊富なコンテンツ</b> 健康全般、運動、食生活など、健康に関する様々なコンテンツをお届けすることで、従業員等の健康リテラシーを高めます。</p> <p><b>③ 企業・団体毎の活用状況フィードバック</b> 企業・団体毎の活用状況のフィードバックを受けられ、更なる取組みを検討する際のデータとして活用できます。</p>	<p><b>① 健康管理の習慣が身につく</b> 自身の健康状態を把握し、健康目標を立て、行動する、というサイクルを続けることで、健康管理の習慣を身に付けることができます。</p> <p><b>② インセンティブ機能</b> アプリ内で収集・記録された月間累計歩数が当社の定める目標歩数を達成した場合に、抽選で賞品を受け取ることができます。</p> <p><b>③ 日記（SNS）機能</b> 日記（SNS）機能により、企業・団体を超えて当サービスを利用している方々とのネットワークを広げることができます。</p>

（注）本サービスは、当社が業務委託する会社によるサービス提供となります。

## 3. 本サービス提供の背景

健康長寿社会の実現がわが国の重要課題となる中、企業が人々の健康づくりに取り組むことを促す動きが広がっています。2014 年度より創設された「健康経営銘柄」に選定された企業においてはさまざまな取組みによって、健康保険組合における一人当たりの医療費が減少するといった効果も得られています。

また、第一生命経済研究所水野上席主任研究員が2016年3月に実施した調査から、自分の会社が従業員の健康づくりに取り組むことについて、約6割の人が「従業員の医療費の削減」「生産性の向上」「従業員満足度の向上」「企業イメージの向上」に効果があると感じていることが明らかになっています。人々の健康に関する関心も高まっており、「自身の健康に関心がある人」は約75%にのぼります。（2016年7月11日プレスリリース「健康づくりへの企業の取り組みに対する従業員の意識」より）

（※1）対象となる商品は、「働くわたしの医療保険（正式名称：新医療保障保険（団体型））」です。

（2017年5月現在）

（※2）“QOL(Quality of Life)”とは、物理的な豊かさや個々の身近自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさや自己実現を含めた概念のことです。

（※3）目標歩数は厚生労働省が推進する「健康日本 21（第二次）」の目標値を参考に設定しています。「健康日本 21（第二次）」とは、健康寿命の延伸などの実現を目的とした「21世紀における第二次国民健康づくり運動」の通称です。

本サービスの内容は2017年5月現在の情報に基づいて記載しており、サービス内容等は予告なく変更・終了することがあります。

## ＜参考＞「働くわたしの医療保険」について

「働くわたしの医療保険」の主な特長

### 1. 日帰り入院から給付金受取りが可能

◇日帰り入院を対象にすることで、短期の入院にも備えることができます。

### 2. 支払対象となる手術は、公的医療保険と連動

◇医療の進歩に伴い公的医療保険の対象となる手術が見直されると、給付対象となる手術も連動するので安心です。

### 3. 入院一時費用にも対応

◇交通費・入院用品等の入院時にかかる諸費用にも対応できます。（※4）

### 4. 団体保険ならではのお手頃な保険料

◇スケールメリットを生かしたお手頃な保険料です。

### 5. お申込み手続きが簡単

◇簡単な告知（書面での健康状態に関する簡単な質問への回答）のみで、医師の診査は不要です。  
（健康状態によっては、ご加入できない場合があります。）

## 「働くわたしの医療保険」の保障範囲

お受け取りいただける給付金	お受け取りいただける場合	お受け取り額
入院 [入院給付金]	病気やケガの治療のために「1日以上入院（※5）」をしたとき	入院給付金日額×入院日数
手術 [手術給付金]	病気やケガの治療のために次のいずれかの手術を受けたとき ●公的医療保険の手術料の算定対象となる手術（一部の手術を除く） ●先進医療に該当する手術（※6）	入院中の手術： 入院給付金日額の20倍 外来手術： 入院給付金日額の5倍
入院一時費用 [入院一時給付金] （※4）	病気やケガの治療のために「1日以上入院（※5）」をしたとき	入院給付金日額の5倍
放射線治療 [放射線治療給付金]	病気やケガの治療のために次のいずれかの放射線治療を受けたとき ●公的医療保険の放射線治療料の算定対象となる放射線治療 （総放射線量 50 グレイ条件なし） ●先進医療に該当する放射線照射または温熱療法（※6）	入院給付金日額の10倍
骨髄移植 [骨髄ドナー給付金]	責任開始の日から1年経過した日以後に骨髄ドナー（提供者）として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額の20倍

（※4） 入院一時給付金を設定しない取り扱いも可能です。

（※5） 詳しくは4ページ【給付金の留意事項】「1日以上入院」をご覧ください。

（※6） 給付対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関等によっては、給付金を受け取れないことがあります。

詳しくは、4ページ【給付金の留意事項】「先進医療を受けたときのお支払い」をご覧ください。

（注） 各給付金のお支払いの対象とならない場合やお支払いの通算日数などに制限がある場合があります。たとえば、公的医療保険の対象となる手術のうち、創傷処理などは手術給付金のお支払いの対象とはなりません。詳しくは「ご契約のしおり」、「約款」をお読みください。

【給付金の留意事項】

●「1日以上入院」

「1日以上入院」には「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払対象となる「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払いの有無などを参考に当社が判断します。（たとえば、医療機関の領収書などで確認します。）

●先進医療を受けたときのお支払い

（手術給付金・放射線治療給付金）

支払対象となる先進医療は、療養を受けた時点において、

- ① 厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
- ② 先進医療技術ごとに定められた適応症（対象となる病気・ケガ・それらの症状など）に対するものであること
- ③ 先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること

をすべて満たすものに限り、まして、医療行為、症状、医療機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。

この資料は制度運営ご担当者さま向けに、2017年5月時点の商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。詳しくは、「ご契約のしおり」「約款」をあわせてお読みください。

(登) C17S6019(2017.5.26)⑤